

太子町地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

頁	第1回防災会議時点				修正案				備考
4~6	第1編 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 兵庫県				第1編 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 県				・ 県 R3.9 修正の反映
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	
	たつの警察署		1. 情報の収集 2. 救出救助、避難誘導等 3. 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	たつの警察署		1. 情報の収集 2. 救出救助、避難誘導等 3. 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	
	西播磨県民局総務企画室		1. 県災害対策本部の指示伝達に関すること 災害情報、災害応急対策実施状況の収集		西播磨県民局総務企画室		1. 県災害対策本部の指示伝達に関すること 2. 災害情報、災害応急対策実施状況の収集 3. 災害救助法等による救助活動		
	龍野土木事務所	1. 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 水防力の整備強化	1. 公共土木施設(所管)の応急対策 水防警報の発表、洪水予報、水防警報の伝達並びに水防応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧	龍野土木事務所	1. 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化	1. 公共土木施設(所管)の応急対策 2. 水防警報の発表、洪水予報、水防警報の伝達並びに水防応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧	
	龍野健康福祉事務所		1. 医療救護 2. 防疫、給水等応急保健衛生対策 3. 被災地の廃棄物処理対策 民生関係施設の応急対策	1. 保健衛生関係施設の復旧 2. 廃棄物処理施設の復旧 民生関係施設の復旧	龍野健康福祉事務所		1. 医療救護 2. 防疫、給水等応急保健衛生対策 3. 被災地の廃棄物処理対策 4. 民生関係施設の応急対策	1. 保健衛生関係施設の復旧 2. 廃棄物処理施設の復旧 3. 民生関係施設の復旧	
	光都農林水産振興事務所治山課	1. 農林水産関係施設の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化 災害予防対策についての推進指導	1. 応急救助用食料の調達あっせん 2. 災害対策用木材の調達あっせん 農林水産関係施設の応急対策	1. 農林水産関係施設の復旧 被災農林漁業者に対する災害融資	光都農林水産振興事務所治山課	1. 農林水産関係施設の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化 3. 災害予防対策についての推進指導	1. 応急救助用食料の調達あっせん 2. 災害対策用木材の調達あっせん 3. 農林水産関係施設の応急対策	1. 農林水産関係施設の復旧 2. 被災農林漁業者に対する災害融資	
	光都土地改良センター	公共土木施設(所管)の整備と防災管理	公共土木施設(所管)の応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧	光都土地改良センター	公共土木施設(所管)の整備と防災管理	公共土木施設(所管)の応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧	
	龍野農業改良普及センター	災害予防対策についての推進指導	災害時における病害虫の駆除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	被災農林漁業者に対する災害融資	龍野農業改良普及センター	災害予防対策についての推進指導	災害時における病害虫の駆除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	被災農林漁業者に対する災害融資	
	龍野県税事務所		県税の減免		龍野県税事務所		県税の減免		
	播磨西教育事務所		1. 教育施設(所管)の応急対策 被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設(所管)の復旧	播磨西教育事務所		1. 教育施設(所管)の応急対策 2. 被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設(所管)の復旧	

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																																																																												
第5 消防機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西はりま消防組合 太子消防署</td> <td>災害予防活動の実施</td> <td>1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施</td> <td>1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西はりま消防組合 太子消防署	災害予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集		消防団	1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西はりま消防組合 太子消防署</td> <td>1. 災害予防活動の実施 2. <u>消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発</u> 3. <u>消防施設、設備の整備及び点検</u> 4. <u>消防資機材の備蓄、整備及び点検</u></td> <td>1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集</td> <td><u>消防施設及び設備の復旧</u></td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施</td> <td>1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西はりま消防組合 太子消防署	1. 災害予防活動の実施 2. <u>消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発</u> 3. <u>消防施設、設備の整備及び点検</u> 4. <u>消防資機材の備蓄、整備及び点検</u>	1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集	<u>消防施設及び設備の復旧</u>	消防団	1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集																																																						
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																											
西はりま消防組合 太子消防署	災害予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集																																																																													
消防団	1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集																																																																													
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																												
西はりま消防組合 太子消防署	1. 災害予防活動の実施 2. <u>消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発</u> 3. <u>消防施設、設備の整備及び点検</u> 4. <u>消防資機材の備蓄、整備及び点検</u>	1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集	<u>消防施設及び設備の復旧</u>																																																																												
消防団	1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集																																																																													
第6 指定公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部</td> <td>鉄道施設の整備と防災管理</td> <td>1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株) 兵庫支店 (株)NTTドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の復旧</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社兵庫支部太子町分地区</td> <td></td> <td>1.災害時における医療救護 2.こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3.救援物資の配分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>有料道路(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td><u>関西電力(株)相生営業所</u> <u>関西電力送配電(株)</u></td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株) 太子郵便局</td> <td></td> <td>災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施</td> <td>1.被災郵便業務施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部	鉄道施設の整備と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	西日本電信電話(株) 兵庫支店 (株)NTTドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧	日本赤十字社兵庫支部太子町分地区		1.災害時における医療救護 2.こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3.救援物資の配分		西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧	<u>関西電力(株)相生営業所</u> <u>関西電力送配電(株)</u>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	日本郵便(株) 太子郵便局		災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施	1.被災郵便業務施設の復旧	KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部</td> <td>鉄道施設の整備と防災管理</td> <td>1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株) 兵庫支店 <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u></td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の復旧</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社兵庫支部太子町分地区</td> <td></td> <td>1.<u>災害時における医療救護</u> 2.<u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3.<u>救援物資の配分</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>有料道路(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td><u>関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)</u></td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> </tr> <tr> <td><u>大阪ガス(株)(ネットワークカンパニー兵庫導管部)</u> <u>(一社)兵庫県LPガス協会</u></td> <td><u>ガス供給施設の整備と防災管理</u></td> <td><u>ガス供給施設の応急対策の実施</u></td> <td><u>被災ガス供給施設の復旧</u></td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株) 太子郵便局</td> <td></td> <td>災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施</td> <td>1.被災郵便業務施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部	鉄道施設の整備と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	西日本電信電話(株) 兵庫支店 <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>	電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧	日本赤十字社兵庫支部太子町分地区		1. <u>災害時における医療救護</u> 2. <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3. <u>救援物資の配分</u>		西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧	<u>関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)</u>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	<u>大阪ガス(株)(ネットワークカンパニー兵庫導管部)</u> <u>(一社)兵庫県LPガス協会</u>	<u>ガス供給施設の整備と防災管理</u>	<u>ガス供給施設の応急対策の実施</u>	<u>被災ガス供給施設の復旧</u>	日本郵便(株) 太子郵便局		災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施	1.被災郵便業務施設の復旧	KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																											
西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部	鉄道施設の整備と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧																																																																												
西日本電信電話(株) 兵庫支店 (株)NTTドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧																																																																												
日本赤十字社兵庫支部太子町分地区		1.災害時における医療救護 2.こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3.救援物資の配分																																																																													
西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧																																																																												
<u>関西電力(株)相生営業所</u> <u>関西電力送配電(株)</u>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																																																												
日本郵便(株) 太子郵便局		災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施	1.被災郵便業務施設の復旧																																																																												
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																																												
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																																												
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																												
西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部	鉄道施設の整備と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧																																																																												
西日本電信電話(株) 兵庫支店 <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>	電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧																																																																												
日本赤十字社兵庫支部太子町分地区		1. <u>災害時における医療救護</u> 2. <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3. <u>救援物資の配分</u>																																																																													
西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧																																																																												
<u>関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)</u>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																																																												
<u>大阪ガス(株)(ネットワークカンパニー兵庫導管部)</u> <u>(一社)兵庫県LPガス協会</u>	<u>ガス供給施設の整備と防災管理</u>	<u>ガス供給施設の応急対策の実施</u>	<u>被災ガス供給施設の復旧</u>																																																																												
日本郵便(株) 太子郵便局		災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施	1.被災郵便業務施設の復旧																																																																												
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																																												
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																																												

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																																																																																																																																																																																				
	<p>第7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="296 153 1299 436"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神姫バス(株) 姫路営業所</td> <td></td> <td>災害時における緊急陸上輸送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師会</td> <td></td> <td>災害時における医療救護</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	神姫バス(株) 姫路営業所		災害時における緊急陸上輸送		一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師会		災害時における医療救護		<p>第7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1427 153 2430 478"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神姫バス(株) 姫路営業所</td> <td><u>1.道路状況の把握</u> <u>2.災害時における対応の指</u> <u>導</u></td> <td>災害時における緊急陸上輸送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師会</td> <td></td> <td>災害時における医療救護</td> <td><u>外傷後のストレス障害等</u> <u>の被災者への精神的支援</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	神姫バス(株) 姫路営業所	<u>1.道路状況の把握</u> <u>2.災害時における対応の指</u> <u>導</u>	災害時における緊急陸上輸送		一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師会		災害時における医療救護	<u>外傷後のストレス障害等</u> <u>の被災者への精神的支援</u>																																																																																																																																																													
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																																																																																																																																				
神姫バス(株) 姫路営業所		災害時における緊急陸上輸送																																																																																																																																																																																					
一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師会		災害時における医療救護																																																																																																																																																																																					
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																																																																																																																																				
神姫バス(株) 姫路営業所	<u>1.道路状況の把握</u> <u>2.災害時における対応の指</u> <u>導</u>	災害時における緊急陸上輸送																																																																																																																																																																																					
一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師会		災害時における医療救護	<u>外傷後のストレス障害等</u> <u>の被災者への精神的支援</u>																																																																																																																																																																																				
27	<p>第1編 総 則 第4節 被害想定 第3款 被害の想定 第1 <u>主要5地震</u>における被害想定 3 避難者</p> <table border="1" data-bbox="252 720 1365 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="2">上段：太子町 下段：県下全域</th> <th rowspan="2">建物被害 による避 難者数</th> <th>①+②</th> <th>③+⑤</th> <th>④+⑥</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>1,000時間 後 (約1ヶ月 後)</th> <th rowspan="2">帰宅困難者</th> </tr> <tr> <th>1日後</th> <th>4日後</th> <th>1ヶ月 後</th> <th>10時間 後 26%</th> <th>100時間後 (約4日 後) 15%</th> <th>3%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>東南海・南海地震</u></td> <td>254</td> <td>3,559</td> <td>3,509</td> <td>551</td> <td>925</td> <td>526</td> <td>17</td> <td>4,819</td> </tr> <tr> <td><u>114,121</u></td> <td><u>454,190</u></td> <td><u>383,851</u></td> <td><u>59,912</u></td> <td><u>118,089</u></td> <td><u>57,578</u></td> <td><u>1,797</u></td> <td><u>1,096,214</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山崎断層帯地震 (大原・土方・安富・主部南東部)</td> <td>3,838</td> <td>10,711</td> <td>8,157</td> <td>4,101</td> <td>2,785</td> <td>1,223</td> <td>123</td> <td>4,819</td> </tr> <tr> <td>317,950</td> <td>746,160</td> <td>528,644</td> <td>164,764</td> <td>194,002</td> <td>79,297</td> <td>4,943</td> <td><u>1,096,214</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上町断層帯地震</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4,819</td> </tr> <tr> <td>543,901</td> <td>918,721</td> <td>531,786</td> <td><u>82,328</u></td> <td>238,867</td> <td>79,768</td> <td><u>2,470</u></td> <td><u>1,091,002</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)</td> <td>0</td> <td>103</td> <td>107</td> <td><u>17</u></td> <td>27</td> <td>16</td> <td><u>1</u></td> <td>4,819</td> </tr> <tr> <td>83,758</td> <td>192,848</td> <td>135,393</td> <td>21,720</td> <td>50,140</td> <td>20,309</td> <td><u>652</u></td> <td><u>1,019,566</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">養父断層帯地震</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,983</td> </tr> <tr> <td>1,909</td> <td>8,191</td> <td>7,038</td> <td><u>1,160</u></td> <td>2,130</td> <td>1,056</td> <td><u>35</u></td> <td><u>304,586</u></td> </tr> </tbody> </table>	上段：太子町 下段：県下全域	建物被害 による避 難者数	①+②	③+⑤	④+⑥	⑤	⑥	1,000時間 後 (約1ヶ月 後)	帰宅困難者	1日後	4日後	1ヶ月 後	10時間 後 26%	100時間後 (約4日 後) 15%	3%	<u>東南海・南海地震</u>	254	3,559	3,509	551	925	526	17	4,819	<u>114,121</u>	<u>454,190</u>	<u>383,851</u>	<u>59,912</u>	<u>118,089</u>	<u>57,578</u>	<u>1,797</u>	<u>1,096,214</u>	山崎断層帯地震 (大原・土方・安富・主部南東部)	3,838	10,711	8,157	4,101	2,785	1,223	123	4,819	317,950	746,160	528,644	164,764	194,002	79,297	4,943	<u>1,096,214</u>	上町断層帯地震	1	1	0	0	0	0	0	4,819	543,901	918,721	531,786	<u>82,328</u>	238,867	79,768	<u>2,470</u>	<u>1,091,002</u>	中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)	0	103	107	<u>17</u>	27	16	<u>1</u>	4,819	83,758	192,848	135,393	21,720	50,140	20,309	<u>652</u>	<u>1,019,566</u>	養父断層帯地震	0	0	0	0	0	0	0	1,983	1,909	8,191	7,038	<u>1,160</u>	2,130	1,056	<u>35</u>	<u>304,586</u>	<p>第1編 総 則 第4節 被害想定 第3款 被害の想定 第1 <u>内陸型の主要4地震</u>における被害想定 3 避難者</p> <table border="1" data-bbox="1380 720 2493 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2">上段：太子町 下段：県下全域</th> <th rowspan="2">建物被害 による避 難者数</th> <th rowspan="2">①+② 1日後</th> <th rowspan="2">③+⑤ 4日後</th> <th rowspan="2">④+⑥ 1ヶ月 後</th> <th colspan="3">避難所生活者数</th> <th rowspan="2">帰宅困難者</th> </tr> <tr> <th>⑤ 10時間 後 26%</th> <th>⑥ 100時間後 (約4日 後) 15%</th> <th>1,000時間 後 (約1ヶ月 後) 3%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山崎断層帯地震 (大原・土方・安富・主部南東部)</td> <td>3,838</td> <td>10,711</td> <td>8,157</td> <td>4,101</td> <td>2,785</td> <td>1,223</td> <td>123</td> <td>4,175</td> </tr> <tr> <td>317,950</td> <td>746,160</td> <td>528,644</td> <td>164,764</td> <td>194,002</td> <td>79,297</td> <td>4,943</td> <td><u>1,078,259</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上町断層帯地震</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4,175</td> </tr> <tr> <td>543,901</td> <td>918,721</td> <td>531,786</td> <td><u>119,866</u></td> <td>238,867</td> <td>79,768</td> <td><u>3,596</u></td> <td><u>1,073,172</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)</td> <td>0</td> <td>103</td> <td>107</td> <td><u>59</u></td> <td>27</td> <td>16</td> <td><u>2</u></td> <td>4,175</td> </tr> <tr> <td>83,758</td> <td>192,848</td> <td>135,393</td> <td>44,946</td> <td>50,140</td> <td>20,309</td> <td><u>1,348</u></td> <td><u>1,003,117</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">養父断層帯地震</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,383</td> </tr> <tr> <td>1,909</td> <td>8,191</td> <td>7,038</td> <td><u>4,671</u></td> <td>2,130</td> <td>1,056</td> <td><u>140</u></td> <td><u>300,779</u></td> </tr> </tbody> </table>	上段：太子町 下段：県下全域	建物被害 による避 難者数	①+② 1日後	③+⑤ 4日後	④+⑥ 1ヶ月 後	避難所生活者数			帰宅困難者	⑤ 10時間 後 26%	⑥ 100時間後 (約4日 後) 15%	1,000時間 後 (約1ヶ月 後) 3%	山崎断層帯地震 (大原・土方・安富・主部南東部)	3,838	10,711	8,157	4,101	2,785	1,223	123	4,175	317,950	746,160	528,644	164,764	194,002	79,297	4,943	<u>1,078,259</u>	上町断層帯地震	1	1	0	0	0	0	0	4,175	543,901	918,721	531,786	<u>119,866</u>	238,867	79,768	<u>3,596</u>	<u>1,073,172</u>	中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)	0	103	107	<u>59</u>	27	16	<u>2</u>	4,175	83,758	192,848	135,393	44,946	50,140	20,309	<u>1,348</u>	<u>1,003,117</u>	養父断層帯地震	0	0	0	0	0	0	0	1,383	1,909	8,191	7,038	<u>4,671</u>	2,130	1,056	<u>140</u>	<u>300,779</u>	<p>・時点修正、誤記の修正</p>
上段：太子町 下段：県下全域	建物被害 による避 難者数			①+②	③+⑤	④+⑥	⑤	⑥	1,000時間 後 (約1ヶ月 後)		帰宅困難者																																																																																																																																																																												
		1日後	4日後	1ヶ月 後	10時間 後 26%	100時間後 (約4日 後) 15%	3%																																																																																																																																																																																
<u>東南海・南海地震</u>	254	3,559	3,509	551	925	526	17	4,819																																																																																																																																																																															
	<u>114,121</u>	<u>454,190</u>	<u>383,851</u>	<u>59,912</u>	<u>118,089</u>	<u>57,578</u>	<u>1,797</u>	<u>1,096,214</u>																																																																																																																																																																															
山崎断層帯地震 (大原・土方・安富・主部南東部)	3,838	10,711	8,157	4,101	2,785	1,223	123	4,819																																																																																																																																																																															
	317,950	746,160	528,644	164,764	194,002	79,297	4,943	<u>1,096,214</u>																																																																																																																																																																															
上町断層帯地震	1	1	0	0	0	0	0	4,819																																																																																																																																																																															
	543,901	918,721	531,786	<u>82,328</u>	238,867	79,768	<u>2,470</u>	<u>1,091,002</u>																																																																																																																																																																															
中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)	0	103	107	<u>17</u>	27	16	<u>1</u>	4,819																																																																																																																																																																															
	83,758	192,848	135,393	21,720	50,140	20,309	<u>652</u>	<u>1,019,566</u>																																																																																																																																																																															
養父断層帯地震	0	0	0	0	0	0	0	1,983																																																																																																																																																																															
	1,909	8,191	7,038	<u>1,160</u>	2,130	1,056	<u>35</u>	<u>304,586</u>																																																																																																																																																																															
上段：太子町 下段：県下全域	建物被害 による避 難者数	①+② 1日後	③+⑤ 4日後	④+⑥ 1ヶ月 後	避難所生活者数			帰宅困難者																																																																																																																																																																															
					⑤ 10時間 後 26%	⑥ 100時間後 (約4日 後) 15%	1,000時間 後 (約1ヶ月 後) 3%																																																																																																																																																																																
山崎断層帯地震 (大原・土方・安富・主部南東部)	3,838	10,711	8,157	4,101	2,785	1,223	123	4,175																																																																																																																																																																															
	317,950	746,160	528,644	164,764	194,002	79,297	4,943	<u>1,078,259</u>																																																																																																																																																																															
上町断層帯地震	1	1	0	0	0	0	0	4,175																																																																																																																																																																															
	543,901	918,721	531,786	<u>119,866</u>	238,867	79,768	<u>3,596</u>	<u>1,073,172</u>																																																																																																																																																																															
中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)	0	103	107	<u>59</u>	27	16	<u>2</u>	4,175																																																																																																																																																																															
	83,758	192,848	135,393	44,946	50,140	20,309	<u>1,348</u>	<u>1,003,117</u>																																																																																																																																																																															
養父断層帯地震	0	0	0	0	0	0	0	1,383																																																																																																																																																																															
	1,909	8,191	7,038	<u>4,671</u>	2,130	1,056	<u>140</u>	<u>300,779</u>																																																																																																																																																																															
31	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針</p>																																																																																																																																																																																					

頁	第1回防災会議時点			修正案			備考
	章・節	主な記載内容	主な担当部署	章・節	主な記載内容	主な担当部署	
	第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 略 第3節 建築物等の耐震性の確保 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第5節 ため池施設の整備 第6節 交通関係施設の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備			第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 略 第3節 建築物等の耐震性の確保 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第5節 ため池施設の整備 第6節 交通関係施設の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備			・時点修正
33	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第4款 住民の訓練 太子町および防災関係機関と事業所、住民が一体となって訓練を実施し、各機関および事業所、住民が相互の協力体制を確立し、市街地の二次災害等の防止を図る。 自主防災組織等は、災害時要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜町や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努めることとする。 また、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。 第5款 町管理施設の訓練 災害発生時、庁舎、公民館等の多数の者が利用する施設、及び社会福祉施設等の社会公共施設において実施する出火防止措置、利用者の安全対策、避難誘導、施設の点検、被害状況の報告等について、職員が熟知し、即座に対応できるよう訓練しておく。			第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第4款 住民の訓練 太子町および防災関係機関ならびに事業所、住民が一体となって訓練を実施し、各機関および事業所、住民が相互の協力体制を確立し、市街地の二次災害等の防止を図る。 自主防災組織等は、災害時要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜町や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努めることとする。 また、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。 第5款 町管理施設の訓練 災害発生時、庁舎、公民館等の多数の者が利用する施設、及び社会福祉施設等の社会公共施設において実施する出火防止措置、利用者の安全対策、避難誘導、施設の点検、被害状況の報告、 <u>帰宅困難者の対応</u> 等について、職員が熟知し、即座に対応できるよう訓練しておく。			・表記の適正化 ・帰宅困難者対策の追加
48	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2款 避難場所・避難所の指定等 第2 指定避難所 5 広域避難及び広域一時滞在への配慮 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努めることとする。			第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2款 避難場所・避難所の指定等 第2 指定避難所 5 広域避難及び広域一時滞在への配慮 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努めることとする。			

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
	<p>また、町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p>	<p>また、町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p> <p><u>県、町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。</u></p>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>
59	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備 [まちづくり課] 第1 目的 町は、県の支援のもと、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から町民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備 [まちづくり課] 第1 目的 町は、県の支援のもと、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から町民の安全を確保するため、<u>太子町被災建築物応急危険度判定要綱に基づき</u>、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することとする。</p>	<p>・ 要綱の追記</p>
74	<p>第2編 災害予防計画 第3章 住民参加による地域防災力の向上 第3節 消防団の充実強化 第3 充実強化策 町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。 1 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施 2 消防団員に対する教育訓練の実施 <u>3</u> 消防団員の処遇の改善 <u>4</u> 消防団の装備の改善 <u>5</u> 消防団の活動拠点施設の整備 <u>6</u> 青年層の団員の加入促進 <u>7</u> 女性消防団員の加入促進 <u>8</u> 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保 <u>9</u> 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 住民参加による地域防災力の向上 第3節 消防団の充実強化 第3 充実強化策 町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。 1 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施 2 消防団員に対する教育訓練の実施 <u>3</u> <u>消防団活動の安全管理マニュアルの策定</u> <u>4</u> 消防団員の処遇の改善 <u>5</u> 消防団の装備の改善 <u>6</u> 消防団の活動拠点施設の整備 <u>7</u> 青年層の団員の加入促進 <u>8</u> 女性消防団員の加入促進 <u>9</u> 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保 <u>10</u> 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</p>	<p>・ 活動内容の追加</p>
84	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 建築物等の耐震性の確保 第4款 重要施設への供給ラインの耐震化 [まちづくり課、上下水道事業所、<u>関西電力</u>、NTT 西日本、(一社)兵庫県LPガス協会]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 建築物等の耐震性の確保 第4款 重要施設への供給ラインの耐震化 [まちづくり課、上下水道事業所、<u>関西電力送配電</u>、NTT 西日本、(一社)兵庫県LPガス協会]</p>	<p>・ 時点修正</p>

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
91	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1款 電力施設の整備等 [関西電力相生営業所、関西電力送配電] 電力について、地震による事故を未然に防止し、また、発生した被害を早期に復旧するための対策について定める。</p> <p>第1 関係機関との相互連携協力体制の構築 関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</p> <p>1 自治体との協調 平常時には防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。</p> <p>(1) 地方防災会議等への参画 地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定等の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。</p> <p>(2) 災害対策本部等との協調 この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。</p> <p>2 防災関係機関との協調 3 他電力会社等との協調 4 地域貢献 5 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策</p> <p>第2 電力設備の災害予防措置に関する事項 1 地震対策 (1) 送電設備 架空電線路 <u> </u> 電気設備の技術水準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 地中電線路の終端接続箱および給油装置 <u> </u> 電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。</p> <p>(2) 変電設備 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想されている地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>(3) 配電設備 ① 架空配電線路 <u> </u> 電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 ② 地中配電線路 <u> </u> 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>(4) 通信設備 電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1款 電力施設の整備等 [関西電力送配電] 電力について、地震による事故を未然に防止し、また、発生した被害を早期に復旧するための対策について定める。</p> <p>第1 関係機関との相互連携協力体制の構築 関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</p> <p>1 自治体との協調 平常時には防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。</p> <p>(1) 地方防災会議等への参画 地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定等の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。</p> <p>(2) 災害対策本部等との協調 この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し災害に関する情報の提供および収集、災害応急対策および災害復旧対策に関し協調をとる。</p> <p>2 防災関係機関との協調 3 他電力会社等との協調 4 地域貢献 5 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策</p> <p>第2 電力設備の災害予防措置に関する事項 1 地震対策 (1) 送電設備 架空電線路 は、 電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 地中電線路の終端接続箱および給油装置 については、 電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。</p> <p>(2) 変電設備 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想されている地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>(3) 配電設備 ① 架空配電線路 は、 電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 ② 地中配電線路 は、埋立地等の 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。</p> <p>(4) 通信設備 電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。</p>	<p>・時点修正</p> <p>・誤記の修正</p> <p>・表記の適正化</p> <p>・表記の適正化</p>
93	(新設)	<p>第7 安定的な電力供給に向けた連携 <u>町、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努める。</u></p>	<p>・県 R3.9 修正の反映、表記の適正化</p>

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
93~94	<p>第2款 ガス施設の整備等 [大阪ガス、(一社)兵庫県LPガス協会] 町は、一部区域が都市ガス(大阪ガス)の供給エリアで、その他の区域はLPガス供給エリアとなっている。</p> <p>第1 都市ガス施設の防災対策 [大阪ガス]</p> <p><u>1 防災システムの強化</u></p> <p>(1) 保安通信設備 ① 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。 ② 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポータブル衛星通信設備を6箇所配置している。 ③ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロール可能にすることとする。</p> <p>(2) 災害応急復旧用無線電話 災害応急復旧用無線電話を本社を含めて各府県の事業所に設置し、有線不通時にも社内の通信連絡、各地域の災害対策機関との通信を確保することとする。</p> <p><u>2 防災体制の整備</u> (1) 要員の確保 被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。 (2) 教育訓練 災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。</p> <p><u>3 巡回点検計画の立案と実施</u> <u>風水害対策計画として、あらかじめ風水害の発生が予想される際に巡回点検する主要供給路線、橋りょう架管及び受水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めておくこととする。</u></p>	<p>第2款 ガス施設の整備等 [大阪ガス、(一社)兵庫県LPガス協会] 町は、一部区域が都市ガス(大阪ガス)の供給エリアで、その他の区域はLPガス供給エリアとなっている。</p> <p>第1 都市ガス施設の防災対策 [大阪ガス]</p> <p><u>1 ガス施設(ガス導管)の耐震性強化</u> <u>ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工する</u> (1) <u>高圧導管は主として溶接鋼管を使用することとする。</u> (2) <u>中圧導管は溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用することとする。</u> (3) <u>低圧導管はポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管または鋼管を使用することとする</u></p> <p><u>2 防災システムの強化</u> (1) <u>地震計の設置</u> <u>地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部、供給所、支社、高圧ガスステーションに地震計を設置することとし、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てる。</u> (2) <u>ガス管の「地震被害予測システム」の開発、導入</u> <u>地震計から無線により集約したデータや事前に入力してある地盤情報等からガス管の被害状況を予測するシステムを開発し、導入している。</u> (3) 保安通信設備 ① 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。 ② 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポータブル衛星通信設備を6箇所配置している。 ③ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロール可能にすることとする。</p> <p>(4) 災害応急復旧用無線電話 災害応急復旧用無線電話を本社を含めて各府県の事業所に設置し、有線不通時にも社内の通信連絡、各地域の災害対策機関との通信を確保することとする。</p> <p>(5) <u>導管網のブロック化</u> <u>大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。</u></p> <p>(6) <u>緊急時のガス供給停止システムの強化</u> <u>緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを全供給エリアに設置している。さらに、設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムも全供給エリアに設置している。</u></p> <p><u>3 防災体制の整備</u> (1) 要員の確保 被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。 (2) 教育訓練 災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p> <p>・ 県 R3.9 修正の反映</p> <p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
94～95	<p>第2 LPガスの安全対策 [(一社)兵庫県LPガス協会] (一社)兵庫県LPガス協会は、次の内容によりLPガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。</p> <p>1 防災システムの強化</p> <p>(1) 集中監視システムの導入 電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。 また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用することとする。</p> <p>(2) 安全機器の取付促進 消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。 また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。</p> <p>(3) 地域防災事業所の設置 県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、充填所、LPガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。 各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話等が整備されている。</p> <p>2 防災体制の整備</p> <p>(1) 要員の確保 被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。</p> <p>(2) 中核充填所の設置 大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12箇所に中核充填所(改正石油備蓄法第14条第1項により指定)を設置する。</p> <p>(3) 相互協力体制の確立 近畿各府県LPガス協会等との相互支援協定により大規模災害時の相互支援体制を整備している。</p> <p>(4) 防災訓練等の実施と参加</p> <p>① 各防災事業所にあつては、適時、風水害等を想定した防災訓練を実施することとする。</p> <p>② 各ブロックごとに、適時、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施することとする。</p> <p>③ 県等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>3 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p>(1) 年間を通じ、県下各地でLPガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。</p> <p>(2) 兵庫県内で一定の被害が想定される場合、及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPガスの対応について周知を図る。</p> <p>(3) 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるLPガスの緊急対応について周知を図ることとする。</p> <p>(4) 兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備える。</p>	<p>第2 LPガスの安全対策 [(一社)兵庫県LPガス協会] (一社)兵庫県LPガス協会は、次の内容によりLPガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。</p> <p>1 ガス施設の耐震性強化</p> <p><u>(1) 地震による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管(埋設管にあつてはPE管)の導入促進を図る。</u></p> <p><u>(2) 強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図る。</u></p> <p>2 防災システムの強化</p> <p>(1) 集中監視システムの導入 電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。 また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用することとする。</p> <p>(2) 安全機器の取付促進 消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。 また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。</p> <p>(3) 地域防災事業所の設置 県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、充填所、LPガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。 各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話等が整備されている。</p> <p>3 防災体制の整備</p> <p>(1) 要員の確保 被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。</p> <p>(2) 中核充填所の設置 大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12箇所に中核充填所(改正石油備蓄法第14条第1項により指定)を設置する。</p> <p>(3) 相互協力体制の確立 近畿各府県LPガス協会等との相互支援協定により大規模災害時の相互支援体制を整備している。</p> <p>(4) 防災訓練等の実施と参加</p> <p>① 各防災事業所にあつては、適時、風水害等を想定した防災訓練を実施することとする。</p> <p>② 各ブロックごとに、適時、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施することとする。</p> <p>③ 県等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>4 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p>(1) 年間を通じ、県下各地でLPガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。</p> <p>(2) 兵庫県内で一定の被害が想定される場合、及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPガスの対応について周知を図る。</p> <p>(3) 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるLPガスの緊急対応について周知を図ることとする。</p> <p>(4) 兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備える。</p>	<p>・県R3.9修正の反映</p>

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
95～96	<p>第3款 電気通信施設の整備等 [西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)]</p> <p>地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>第1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>1 災害対策用機材の整備・点検</p> <p>(1) 通信途絶用無線網の整備</p> <p>(2) 有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災関係機関との通信確保</p> <p>(3) 災害対策用機器の整備・充実</p> <p>(4) 復旧機材の備蓄</p> <p>2 防災訓練の実施</p> <p>(1) 災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、町が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>(2) 演習の種類</p> <p>① 災害対策情報伝達演習</p> <p>② 災害対策演習</p> <p>③ 大規模災害を想定した復旧対策演習</p> <p>(3) 演習の方法</p> <p>① 広域規模における復旧シミュレーション</p> <p>② 事業所単位での、参集・情報伝達演習</p> <p>③ 各級防災機関における総合防災訓練への参加</p> <p>3 安定的な電気通信に向けた連携強化</p> <p>県、西日本電信電話(株)は、倒木等により電気通信網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。</p>	<p>第3款 電気通信施設の整備等 [西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)]</p> <p>地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>第1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>1 施設の保全及び耐震性の強化</p> <p>(1) 建物及び鉄塔</p> <p><u>独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準を満足するように設計している。また、診断及び補強も実施する。</u></p> <p>(2) 所内設備</p> <p>① 機械設備</p> <p><u>建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施することとする。</u></p> <p>② 電力設備</p> <p><u>電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から成る。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現について検討を行う。</u></p> <p>(3) 所外設備</p> <p><u>架空ケーブルの地中化を計画的に推進することとする。</u></p> <p>2 災害対策用機材の整備・点検</p> <p>(1) 通信途絶用無線網の整備</p> <p>(2) 有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災関係機関との通信確保</p> <p>(3) 災害対策用機器の整備・充実</p> <p>(4) 復旧機材の備蓄</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>(1) 災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、町が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>(2) 演習の種類</p> <p>① 災害対策情報伝達演習</p> <p>② 災害対策演習</p> <p>③ 大規模災害を想定した復旧対策演習</p> <p>(3) 演習の方法</p> <p>① 広域規模における復旧シミュレーション</p> <p>② 事業所単位での、参集・情報伝達演習</p> <p>③ 各級防災機関における総合防災訓練への参加</p> <p>4 安定的な電気通信に向けた連携強化</p> <p>県、西日本電信電話(株)は、倒木等により電気通信網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。</p>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
98～99	<p>第4款 水道施設の整備等 [上下水道事業所] 地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>第1 水道施設の耐震化 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を進める。 老朽送配水管の布設替、継手の防護等及び送配水施設の耐震性の強化を図る。</p> <p>第2 保守点検 水道施設については、巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査を実施する。</p> <p>第3 断水対策 1 西播磨水道企業団・県との協定により、緊急時の弾力な応急給水を可能にする。 2 <u>基幹施設の分散</u>、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。</p> <p>第4 図面の整備 緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。</p> <p>第5 系統間の相互連絡 導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、<u>導水・送水</u>及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。 また、太子町周辺の水道事業体間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行う。</p> <p>第6 相互応援体制等の整備 県内の各市町及び各水道事業体において、締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。 公益社団法人日本水道協会等を中心に人員派遣、資機材の調達等に関する相互応援体制の整備を推進する。 <u>また、町上・下水道公認業者に対し、対応できる体制づくりを指導する。</u></p> <p>第7 災害時用の資機材の整備 水道事業者等は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこと。</p> <p>第8 教育訓練及び平時の広報 水道事業者等は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。 1 職員に対する教育及び訓練 教育 防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催訓練 動員・行動計画に基づく訓練 2 住民に対する平時の広報及び訓練</p>	<p>第4款 水道施設の整備等 [上下水道事業所] 地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>第1 水道施設の耐震化 水道事業者は、重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を進める。 老朽送配水管の布設替、継手の防護等及び送配水施設の耐震性の強化を図る。</p> <p>第2 保守点検 水道施設の<u>維持管理に当たり、貯水、浄水、導水、送水、配水等の巡回点検を行う。</u></p> <p>第3 <u>水道施設の更新等</u> <u>耐震性診断、立地条件等を勘案の上、次の老朽施設（管路）を、計画的に更新する。</u> <u>(1) 耐震性の高い管材料の採用</u> <u>(2) 耐震性伸縮可撓継手の採用</u></p> <p>第4 断水対策 1 西播磨水道企業団・県との協定により、緊急時の弾力な応急給水を可能にする。 2 系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。</p> <p>第5 図面の整備 緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。</p> <p>第6 系統間の相互連絡 導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。 また、太子町周辺の水道事業体間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行う。</p> <p>第7 相互応援体制等の整備 県内の各市町及び各水道事業体において、締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。 公益社団法人日本水道協会等を中心に人員派遣、資機材の調達等に関する相互応援体制の整備を推進する。</p> <p><u>第8 水道災害対策行動指針等の作成</u> <u>水道事業者等は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努めることとする。</u></p> <p>第9 災害時用の資機材の整備 水道事業者は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこと。</p> <p>第10 教育訓練及び平時の広報 水道事業者は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。 1 職員に対する教育及び訓練 教育 防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催訓練 <u>訓練</u> 動員・行動計画に基づく訓練 2 住民に対する平時の広報及び訓練</p>	<p>・県 R3.9 修正の反映</p> <p>・県 R3.9 修正の反映</p> <p>・県 R3.9 修正の反映</p> <p>・県 R3.9 修正の反映</p> <p>・県 R3.9 修正の反映</p> <p>・県 R3.9 修正の反映</p>

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
	広報 事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意 訓練 給水訓練等	広報 事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意 訓練 給水訓練等	
99～100	<p>第5款 下水道施設の整備等 [上下水道事業所] 地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>第1 下水道施設の耐震化 下水道施設管理者は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」((社)日本下水道協会)に基づき、新設・増設施設について次の点を主眼に耐震設計を行うこととする。また、既存施設についても同様に耐震性の診断を行い、現況を分析把握し、計画的に整備を進めることとする。 <u>地震時には地盤が軟弱な地域等に、管路施設の被害が予想されることから、管渠接続部に変位吸収部材を使用し、耐震性の向上を図る。</u></p> <p>第2 下水道施設の機能保持 下水道施設管理者は、<u>災害発生時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。</u></p> <p>第3 下水道施設の保守点検 下水道施設管理者は、下水道施設の<u>風水害</u>による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の状態を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施することとする。また、必要に応じて<u>災害</u>対策を講じておく。</p> <p>第4～第6 (略)</p>	<p>第5款 下水道施設の整備等 [上下水道事業所] 地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>第1 下水道施設の耐震化 下水道施設管理者は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」((社)日本下水道協会)に基づき、新設・増設施設について次の点を主眼に耐震設計を行うこととする。また、既存施設についても同様に耐震性の診断を行い、現況を分析把握し、計画的に整備を進めることとする。 <u>(1) 新基準に基づく耐震構造計算の実施</u> <u>(2) 耐震性の高い材料の採用</u> <u>(3) 伸縮可撓継手の採用</u></p> <p>第2 <u>災害時における機能保持</u> 下水道施設管理者は、<u>下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のバックアップ及び広域的な排水能力の共有のため、近隣企業体との連絡調整体制を構築し、機能確保を図る。</u></p> <p>第3 下水道施設の保守点検 下水道施設管理者は、下水道施設の<u>地震災害</u>による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の状態を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施することとする。また、必要に応じて<u>地震</u>対策を講じておく。 <u>(1) 下水道台帳の整備</u> <u>(2) 既往災害履歴の作成</u> <u>(3) 耐震点検</u> <u>(4) 日常点検保守</u> <u>(5) 被災の可能性が高い箇所の把握</u></p> <p>第4～第6 (略)</p>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>
101	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第8節 危険物施設等の予防対策の実施 第2 危険物施設の予防対策 1 危険物施設の保全及び耐震性の強化 (1) 危険物施設（消防法別表により第1類から第6類に分類されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等。以下同じ。）について、その所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、施設の基準や定期点検の規程を遵守するとともに、設置地盤の状態を調査する。 (2) 関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。 ① 危険物の規制は、<u>県知事または</u>西はりま消防組合が行う。 ② 危険物施設の事業者等は、消防法による施設の維持・管理の基準を遵守する。 ③ 危険物施設事業所において危険物保安監督者を定めなければならない危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業等の保安監督等をさせる。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第8節 危険物施設等の予防対策の実施 第2 危険物施設の予防対策 1 危険物施設の保全及び耐震性の強化 (1) 危険物施設（消防法別表により第1類から第6類に分類されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等。以下同じ。）について、その所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、施設の基準や定期点検の規程を遵守するとともに、設置地盤の状態を調査する。 (2) 関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。 ① 危険物の規制は、西はりま消防組合が行う。 ② 危険物施設の事業者等は、消防法による施設の維持・管理の基準を遵守する。 ③ 危険物施設事業所において危険物保安監督者を定めなければならない危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業等の保安監督等をさせる。</p>	<p>・ 誤記の修正</p>

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																								
	<p>2 危険物施設の保安体策</p> <p>(1) 危険物施設の所有者等は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期することとする。</p> <p>(2) 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守することとする。</p> <p>(3) 危険物施設の所有者等は、次の保安対策を実施することとする。</p> <p>① 自主的保安体制の確立 防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。</p> <p>② 事業所相互の協力体制の確立 危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあっては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。</p> <p>③ 住民安全対策の実施 大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。</p> <p>3 県、町、西はりま消防組合の保安対策</p> <p>(1) 県、町、西はりま消防組合は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。</p> <p>(2) 県、町、西はりま消防組合は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。</p> <p>① 危険物施設の把握と防災計画の策定 関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定することとする。</p> <p>② 監督指導の強化 関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。</p> <p>③ 消防体制の強化 町、西はりま消防組合は必要に応じ、各事業所ごとの防災計画等を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。</p> <p>④ 防災教育 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。</p>	<p>2 危険物施設の保安体策</p> <p>(1) 危険物施設の所有者等は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期することとする。</p> <p>(2) 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守することとする。</p> <p>(3) 危険物施設の所有者等は、次の保安対策を実施することとする。</p> <p>① 自主的保安体制の確立 防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。</p> <p>② 事業所相互の協力体制の確立 危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあっては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。</p> <p>③ 住民安全対策の実施 大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。</p> <p>3 県、町、西はりま消防組合の保安対策</p> <p>(1) 西はりま消防組合は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。</p> <p>(2) 町、西はりま消防組合は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。</p> <p>① 危険物施設の把握と防災計画の策定 関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定することとする。</p> <p>② 監督指導の強化 関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。</p> <p>③ 消防体制の強化 町、西はりま消防組合は必要に応じ、各事業所ごとの防災計画等を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。</p> <p>④ 防災教育 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。</p>	<p>・ 誤記の修正</p>																								
116	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針</p> <table border="1" data-bbox="252 1591 1347 1869"> <thead> <tr> <th>章・節</th> <th>主な記載内容</th> <th>主な担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第3章 円滑な災害応急活動等の展開</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第16節 ライフラインの応急対策の実施</td> <td>電力、ガス（都市ガス、LPガス）、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保（災害応急対策と復旧対策）</td> <td>まちづくり班、産業経済班、関西電力相生営業所、関西電力送配電、大阪ガス㈱、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話㈱兵庫支店、水道班、下水道班</td> </tr> </tbody> </table>	章・節	主な記載内容	主な担当班	第3章 円滑な災害応急活動等の展開			(略)			第16節 ライフラインの応急対策の実施	電力、ガス（都市ガス、LPガス）、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保（災害応急対策と復旧対策）	まちづくり班、産業経済班、 関西電力相生営業所、関西電力送配電 、大阪ガス㈱、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話㈱兵庫支店、水道班、下水道班	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針</p> <table border="1" data-bbox="1383 1591 2478 1869"> <thead> <tr> <th>章・節</th> <th>主な記載内容</th> <th>主な担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第3章 円滑な災害応急活動等の展開</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第16節 ライフラインの応急対策の実施</td> <td>電力、ガス（都市ガス、LPガス）、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保（災害応急対策と復旧対策）</td> <td>まちづくり班、産業経済班、関西電力送配電、大阪ガス㈱、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話㈱兵庫支店、水道班、下水道班</td> </tr> </tbody> </table>	章・節	主な記載内容	主な担当班	第3章 円滑な災害応急活動等の展開			(略)			第16節 ライフラインの応急対策の実施	電力、ガス（都市ガス、LPガス）、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保（災害応急対策と復旧対策）	まちづくり班、産業経済班、 関西電力送配電 、大阪ガス㈱、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話㈱兵庫支店、水道班、下水道班	<p>・ 時点修正</p>
章・節	主な記載内容	主な担当班																									
第3章 円滑な災害応急活動等の展開																											
(略)																											
第16節 ライフラインの応急対策の実施	電力、ガス（都市ガス、LPガス）、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保（災害応急対策と復旧対策）	まちづくり班、産業経済班、 関西電力相生営業所、関西電力送配電 、大阪ガス㈱、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話㈱兵庫支店、水道班、下水道班																									
章・節	主な記載内容	主な担当班																									
第3章 円滑な災害応急活動等の展開																											
(略)																											
第16節 ライフラインの応急対策の実施	電力、ガス（都市ガス、LPガス）、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保（災害応急対策と復旧対策）	まちづくり班、産業経済班、 関西電力送配電 、大阪ガス㈱、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話㈱兵庫支店、水道班、下水道班																									
144	<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p>																									

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																														
	<p>第2章 迅速な災害活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>第3 任務分担等</p> <p>2 県警察本部(災害対策本部警察部)</p> <p>(1) 交通統制及び通行指導 <u>たつの警察署は、派遣部隊が自署管内を通過するときは、無線自動車、その他の車両で先導し、通行が迅速、円滑に行われるよう便宜を図る。</u></p> <p>(2) 道路標示 <u>既設の標示のみでは判断を誤るおそれがある箇所又は災害による危険箇所には、臨時に標示板、標柱などを設けて便宜を図る。</u></p>	<p>第2章 迅速な災害活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>第3 任務分担等</p> <p>2 県警察本部(災害対策本部警察部)</p> <p><u>「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行うこととする。</u></p>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>																														
148	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第4款 町外の被災地に対する応援</p> <p>第3 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u>による応援職員の派遣</p> <p>町は、県と連携して、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第4款 町外の被災地に対する応援</p> <p>第3 <u>応援対策職員派遣制度</u>による応援職員の派遣</p> <p>町は、県と連携して、<u>応援対策職員派遣制度</u>に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。</p>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>																														
153	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動等の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>第1 道路及び橋梁</p> <p>2 応急復旧対策 管理者一覧表</p> <table border="1" data-bbox="261 1218 1285 1470"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理者</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道2号</td> <td>国土交通省姫路河川国道事務所</td> <td>079(282)8211</td> </tr> <tr> <td>国道179号</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<u>道路課</u></td> <td><u>0791(63)5218</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<u>道路課</u></td> <td><u>0791(63)5218</u></td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>太子町役場<u>まちづくり課</u></td> <td>079(277)1010 079(277)5992 直通</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理者	電話	国道2号	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211	国道179号	兵庫県龍野土木事務所 <u>道路課</u>	<u>0791(63)5218</u>	県道	兵庫県龍野土木事務所 <u>道路課</u>	<u>0791(63)5218</u>	町道	太子町役場 <u>まちづくり課</u>	079(277)1010 079(277)5992 直通	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動等の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>第1 道路及び橋梁</p> <p>2 応急復旧対策 管理者一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1448 1218 2472 1470"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理者</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道2号</td> <td>国土交通省姫路河川国道事務所</td> <td>079(282)8211</td> </tr> <tr> <td>国道179号</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<u>管理課</u></td> <td><u>0791(63)5206</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<u>管理課</u></td> <td><u>0791(63)5206</u></td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>太子町役場<u>まちづくり課</u></td> <td>079(277)1010 079(277)5992 直通</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理者	電話	国道2号	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211	国道179号	兵庫県龍野土木事務所 <u>管理課</u>	<u>0791(63)5206</u>	県道	兵庫県龍野土木事務所 <u>管理課</u>	<u>0791(63)5206</u>	町道	太子町役場 <u>まちづくり課</u>	079(277)1010 079(277)5992 直通	<p>・ 時点修正</p>
施設名	管理者	電話																															
国道2号	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211																															
国道179号	兵庫県龍野土木事務所 <u>道路課</u>	<u>0791(63)5218</u>																															
県道	兵庫県龍野土木事務所 <u>道路課</u>	<u>0791(63)5218</u>																															
町道	太子町役場 <u>まちづくり課</u>	079(277)1010 079(277)5992 直通																															
施設名	管理者	電話																															
国道2号	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211																															
国道179号	兵庫県龍野土木事務所 <u>管理課</u>	<u>0791(63)5206</u>																															
県道	兵庫県龍野土木事務所 <u>管理課</u>	<u>0791(63)5206</u>																															
町道	太子町役場 <u>まちづくり課</u>	079(277)1010 079(277)5992 直通																															

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考												
153	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動等の展開 第1節 消火活動等の実施 第2款 水防活動の実施 第2 河川・水路 町は、災害時に管内河川・排水路等を巡回し、橋脚、暗渠流入入口等にかかる浮遊物その他の障害物を発見したときは、各管理者に通報するとともに、協力して除去作業を実施する。 <u>風水害等</u>により、堤防が決壊するおそれのあるもの、護岸・水門が全壊又は決壊して放置すると著しい被害を生じる恐れがあるものについては、関係機関と協力し、仮締切、決壊防止工事等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 護岸・砂防 砂防施設のうち、<u>風水害等</u>により砂防ダムや流路工等が決壊し、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの、下流へ影響するおそれ大きいものについては、関係機関と協力して崩壊防止工事等を実施する。</p> <p>管理者一覧表</p> <table border="1" data-bbox="261 842 1299 919"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理者</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防関係</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<u>河川砂防課</u></td> <td><u>0791(63)5215</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理者	電話	砂防関係	兵庫県龍野土木事務所 <u>河川砂防課</u>	<u>0791(63)5215</u>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動等の展開 第1節 消火活動等の実施 第2款 水防活動の実施 第2 河川・水路 町は、災害時に管内河川・排水路等を巡回し、橋脚、暗渠流入入口等にかかる浮遊物その他の障害物を発見したときは、各管理者に通報するとともに、協力して除去作業を実施する。 <u>地震災害</u>により、堤防が決壊するおそれのあるもの、護岸・水門が全壊又は決壊して放置すると著しい被害を生じる恐れがあるものについては、関係機関と協力し、仮締切、決壊防止工事等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 護岸・砂防 砂防施設のうち、<u>地震災害</u>により砂防ダムや流路工等が決壊し、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの、下流へ影響するおそれ大きいものについては、関係機関と協力して崩壊防止工事等を実施する。</p> <p>管理者一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1418 842 2457 919"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理者</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防関係</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<u>管理課</u></td> <td><u>0791(63)5206</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理者	電話	砂防関係	兵庫県龍野土木事務所 <u>管理課</u>	<u>0791(63)5206</u>	<p>・誤記の修正</p> <p>・時点修正</p>
施設名	管理者	電話													
砂防関係	兵庫県龍野土木事務所 <u>河川砂防課</u>	<u>0791(63)5215</u>													
施設名	管理者	電話													
砂防関係	兵庫県龍野土木事務所 <u>管理課</u>	<u>0791(63)5206</u>													
181～182	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保 第2款 応急仮設住宅の建設 第1 災害救助法の実施基準 2 住宅応急修理 (1) 対象者 ① 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる者。 ② <u>公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している者。</u> (2) 費用限度額及び規模 居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分の最小限度の補償費とし、<u>1世帯当たり595,000円以内による。</u> (3) 修理戸数 大規模半壊、半焼・半壊、準半壊戸数の3割以内 (4) 修理期間 災害発生の日から1ヵ月以内とする。 これによりがたい場合は知事に承認を受けて期間延長する。 (5) 特別基準 ① 修理対象戸数の限度額の引上げ 住宅事情、経済事情を十分検討したうえ申請すべきものとする。 ② 完了期間の延長</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保 第2款 応急仮設住宅の建設 第1 災害救助法の実施基準 2 住宅応急修理 (1) 対象者 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる者。 (2) 費用限度額及び規模 居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分の最小限度の補償費とする。 ① <u>大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</u> ② <u>半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</u> (3) 修理戸数 大規模半壊、半焼・半壊、準半壊戸数の3割以内 (4) 修理期間 災害発生の日から3ヵ月以内とする。 これによりがたい場合は知事に承認を受けて期間延長する。 (5) 特別基準 ① 修理対象戸数の限度額の引上げ 住宅事情、経済事情を十分検討したうえ申請すべきものとする。 ② 完了期間の延長</p>	<p>・災害救助法の改定に伴う修正</p>												

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																																
	延長期間は、必要最小限で1ヵ月を超えない期間とする。	延長期間は、必要最小限で1ヵ月を超えない期間とする。																																	
200	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動等の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第3款 行方不明者の捜索・遺体の安置・火葬等の実施 第7 身元確認・納棺・遺族対応 町は、 <u>たつの警察署と協力して</u> 以下の通り遺体の身元確認及び納棺を行う。	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動等の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第3款 行方不明者の捜索・遺体の安置・火葬等の実施 第7 身元確認・納棺・遺族対応 町は、以下の通り遺体の身元確認及び納棺を行う。	・表記の適正化																																
206～207	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第3款 生活救援のための弔慰金等の支給及び資金貸付 第7 身元確認・納棺・遺族対応 第5 生活福祉資金の貸付 1 実施主体 県社会福祉協議会 2 実施内容 県社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に資金の貸付を行うこととする。	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第3款 生活救援のための弔慰金等の支給及び資金貸付 第7 身元確認・納棺・遺族対応 第5 生活福祉資金の貸付 1 実施主体 県社会福祉協議会 2 実施内容 県社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に資金の貸付を行うこととする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の用途</th> <th>貸付限度額</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生業のために必要な物品の購入など</td> <td>低所得世帯 <u>200</u>万円以内</td> <td rowspan="2">6ヵ月以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>障害者世帯 460万円以内</td> <td>9年以内</td> </tr> <tr> <td>住宅の増改築、補修など</td> <td>250万円以内</td> <td>6ヵ月以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負傷又は疾病の療養</td> <td>(1年以内)170万円以内</td> <td rowspan="2">6ヵ月以上</td> <td rowspan="2">5年以内</td> </tr> <tr> <td>(1年から1年半)230万円以内</td> </tr> <tr> <td>災害で臨時に必要となる経費</td> <td>150万円以内</td> <td>1年以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>住居の移転など</td> <td>50万円以内</td> <td>6ヵ月以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td>10万円以内</td> <td>2ヵ月以内</td> <td>1年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間	生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 <u>200</u> 万円以内	6ヵ月以内	7年以内	障害者世帯 460万円以内	9年以内	住宅の増改築、補修など	250万円以内	6ヵ月以内	7年以内	負傷又は疾病の療養	(1年以内)170万円以内	6ヵ月以上	5年以内	(1年から1年半)230万円以内	災害で臨時に必要となる経費	150万円以内	1年以内	7年以内	住居の移転など	50万円以内	6ヵ月以内	3年以内	緊急小口資金	10万円以内	2ヵ月以内	1年以内	・誤記の修正
資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間																																
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 <u>200</u> 万円以内	6ヵ月以内	7年以内																																
	障害者世帯 460万円以内		9年以内																																
住宅の増改築、補修など	250万円以内	6ヵ月以内	7年以内																																
負傷又は疾病の療養	(1年以内)170万円以内	6ヵ月以上	5年以内																																
	(1年から1年半)230万円以内																																		
災害で臨時に必要となる経費	150万円以内	1年以内	7年以内																																
住居の移転など	50万円以内	6ヵ月以内	3年以内																																
緊急小口資金	10万円以内	2ヵ月以内	1年以内																																
226～228	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動等の展開 第16節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 [関西電力(株)相生営業所、関西電力送配電(株)] 第1 計画の方針 災害発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。 第2 発生災害の対応 (1) <u>非常災害対策本部の設置</u> 非常災害が発生した場合は、非常災害に関わる復旧を推進するために、各支社が所管する地域ごとに <u>非常災害対策本部</u> を設置する。 (2) 災害時における情報収集、連絡 ① 一般情報	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動等の展開 第16節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 [関西電力送配電(株)] 第1 計画の方針 災害発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。 第2 発生災害の対応 1 <u>防災体制</u> <u>関西電力送配電は、播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するために、各支社が所管する地域ごとに非常災害対策総本部、送配電非常災害対策本部、送配電警戒本部を設置する。</u> <u>また、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。</u> 2 災害時における情報収集、連絡 <u>次の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店に報告する。本店では収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</u>	・時点修正 ・表記の適正化																																

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
	<p>ア 気象、地象情報 イ 一般被害情報 ウ <u>対外</u>対応状況 エ その他災害に関する情報（交通状況等）</p> <p>② <u>当社被害状況</u> ア 電力施設等の被害状況および復旧状況 イ 停電による主な影響状況 ウ 復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項 エ その他災害に関する情報</p> <p>(3) 対策要員</p> <p>① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ② 対策組織が設置された場合は、対策要員はすみやかに所属する対策組織に<u>出勤</u>する。</p> <p>(4) 災害時における復旧資材の確保 ③ 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資材置場および<u>仮設用地</u>が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の被害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 電力設備復旧作業 復旧計画の策定および実施にあたっては、<u>原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を優先し</u>、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の<u>難易</u>を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を優先する。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 災害時における広報 ① 広報活動 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。 ② 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。<u>を通じて行う。</u></p> <p>(11) <u>他電力会社からの融通</u> 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、<u>それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。</u></p>	<p>(1) 一般情報 ① 気象、地象情報 ② 一般被害情報 ③ <u>社外</u>対応状況 ④ その他災害に関する情報（交通状況等）</p> <p>(2) <u>関西電力送配電被害情報</u> ① 電力施設等の被害状況および復旧状況 ② 停電による主な影響状況 ③ 復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項 ④ その他災害に関する情報</p> <p>3 要員の確保 <u>(1) 対策組織要員の確保</u> ① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策<u>組織</u>要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ② 対策組織が設置された場合は、対策<u>組織</u>要員はすみやかに所属する対策組織に<u>出社</u>する。 <u>(2) 復旧要員の広域運営</u> <u>他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</u></p> <p>4 災害時における復旧資材の確保 (3) 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資材置場および<u>仮設用地</u>が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の被害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。</p> <p>5 ～ 7 (略)</p> <p>8 電力設備復旧作業 復旧計画の策定および実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の<u>難易度</u>を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の<u>復旧</u>を優先する。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 災害時における広報 (1) 広報活動 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。 (2) 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>11 <u>災害時における電力の融通</u> 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、<u>需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p>	

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考												
	<p>事業所の一覧</p> <table border="1" data-bbox="252 142 1338 216"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相生営業所</td> <td>相生市旭1丁目12番1号</td> <td>0800(777)8083</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	電話	相生営業所	相生市旭1丁目12番1号	0800(777)8083	<p>事業所の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1380 142 2475 216"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)</td> <td>姫路市十二所前町117番地</td> <td>0800(777)3081</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	電話	関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)	姫路市十二所前町117番地	0800(777)3081	<p>・時点修正</p>
名称	住所	電話													
相生営業所	相生市旭1丁目12番1号	0800(777)8083													
名称	住所	電話													
関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)	姫路市十二所前町117番地	0800(777)3081													
236	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 教育対策の実施 第4 奨学等に関する措置 1 学用品等の給与 災害救助法が適用された場合、小中学校の児童生徒に対して、同法の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品を給与する。 (1) 給与する品目及び費用の限度 教材、学用品の支給は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。 ① 教科書(教材を含む) ② 文房具 ③ 通学用品 (2) 教材、学用品の給与のため、支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ① 教科書費 教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ② 文房具及び通学用品 小学校児童1人当たり 4,500円 中学校生徒1人当たり 4,800円 (3) 給与の時期 教材、学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書(教材を含む)については、1か月以内、その他の教材、学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 教育対策の実施 第4 奨学等に関する措置 1 学用品等の給与 災害救助法が適用された場合、小中学校の児童生徒に対して、同法の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品を給与する。 (1) 給与する品目及び費用の限度 教材、学用品の支給は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。 ① 教科書(教材を含む) ② 文房具 ③ 通学用品 (2) 教材、学用品の給与のため、支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ① 教科書費 教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ② 文房具及び通学用品 小学校児童1人当たり 4,500円 中学校生徒1人当たり 4,800円 <u>高等学校等生徒1人当たり 5,200円</u> (3) 給与の時期 教材、学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書(教材を含む)については、1か月以内、その他の教材、学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>	<p>・災害救助法の改定に伴う修正</p>												
238～239	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動等の展開 第18節 警備対策の実施 第1款 災害警備 [統括班、たつの警察署] 第1 活動方針 <u>災害時の陸上警備対策について定め、特に適切な警察活動を行うことを目的とするもので、警察各部門が相互に連携して、一体的な活動を展開し、防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な防災対策を推進する。</u> 第2 (略) 第3 災害警備体制の種類 災害警備体制は災害警備本部体制及び準災害警備本部体制とし、災害警備本部体制にあっては、A号、B号及びC号に区分する。 警察本部長は、災害警備本部体制を発令したときは、警察本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を、準災害警備本部体制を発令したときは、警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室を警察本部等に設置する。 (1) 災害警備本部体制A号</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動等の展開 第18節 警備対策の実施 第1款 災害警備 [統括班、たつの警察署] 第1 活動方針 <u>災害警備活動は、警察各部門が相互に連携して一体的な活動を展開するとともに、県・市町等の行政機関、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進し、町民の生命及び身体の保護を第一とした活動を行うこととする。</u> 第2 (略) 第3 災害警備体制の種類及び設置 <u>たつの警察署の災害警備体制は、災害警備本部体制、準災害警備本部体制及び災害警備支援体制とし、災害警備本部体制については、A号、B号及びC号に区分する。署長は、災害警備本部体制が発令されたとき、又は自ら災害警備本部体制をとったときは署長を長とする警察署災害警備本部を、準災害警備本部体制が発令されたとき、又は自ら準災害警備本部体制をとったときは署長を長とする警察署災害警備対策室を、災害警備支援体制が発令されたときは署長を長とする支援対策室を警察署に設置するものとする。</u></p>	<p>・県 R3.9 修正の反映</p> <p>・表記の適正化</p>												

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																		
	<p>① <u>県内における震度6強以上の地震を観測したとき。</u></p> <p>② <u>県内に大津波警報の発表があったとき。</u></p> <p>(2) 災害警備本部体制B号</p> <p>① <u>県内における震度6弱の地震を観測したとき。</u></p> <p>② <u>県内に津波警報の発表があったとき。</u></p> <p>③ <u>県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。</u></p> <p>(3) 災害警備本部体制C号</p> <p><u>県内における震度5強の地震を観測したとき。</u></p> <p>(4) 準災害警備本部体制</p> <p>① <u>県内における震度5弱又は震度4の地震を観測したとき。</u></p> <p>② <u>県内に津波注意報の発表があったとき。</u></p> <p>③ <u>県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。</u></p> <p>第4(略)</p> <p><u>第5 たつの警察署災害警備本部及び災害警備連絡本部の設置</u></p> <p><u>たつの警察署長は、前号の災害警備本部体制が発令されたとき、又は自らその体制をとったときは、署長を長とする警察署災害警備対策室を、災害警備支援体制が発令されたときは署長を長とする支援対策室を警察署に設置する。</u></p>	<p>1 災害警備本部体制A号</p> <p>(1) <u>自署の管轄区域内(以下「管内」という。)における震度6弱以上の地震を観測したとき。</u></p> <p>(2) <u>管内に大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。</u></p> <p>(3) <u>管内に大津波警報又は津波警報の発表があったとき。</u></p> <p>2 災害警備本部体制B号</p> <p><u>管内における震度5強の地震を観測したとき。</u></p> <p>3 災害警備本部体制C号</p> <p><u>管内における震度5弱の地震を観測したとき。</u></p> <p>4 準災害警備本部体制</p> <p>(1) <u>管内における震度4の地震を観測したとき。</u></p> <p>(2) <u>管内に大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水及び高潮に係る警報の発表があったとき。</u></p> <p>(3) <u>管内に津波注意報の発表があったとき。</u></p> <p>5 <u>災害警備支援体制</u></p> <p>(1) <u>県内(管内を除く。)における震度5強以上の地震を観測したとき。</u></p> <p>(2) <u>県内(管内を除く。)に大津波警報又は津波警報の発表があったとき。</u></p> <p>第4(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>																			
286	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <table border="1" data-bbox="252 1066 1338 1283"> <thead> <tr> <th>章・節</th> <th>主な記載内容</th> <th>主な担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</td> </tr> <tr> <td>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>施設整備の方針、町の実施内容</td> <td>統括班、まちづくり班、総務班、産業経済班、環境班、学校教育班、水道班、下水道班、<u>関西電力</u>、NTT西日本、(一社)兵庫県LPガス協会</td> </tr> </tbody> </table>	章・節	主な記載内容	主な担当班	第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画			第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	施設整備の方針、町の実施内容	統括班、まちづくり班、総務班、産業経済班、環境班、学校教育班、水道班、下水道班、 <u>関西電力</u> 、NTT西日本、(一社)兵庫県LPガス協会	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <table border="1" data-bbox="1380 1066 2466 1283"> <thead> <tr> <th>章・節</th> <th>主な記載内容</th> <th>主な担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</td> </tr> <tr> <td>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>施設整備の方針、町の実施内容</td> <td>統括班、まちづくり班、総務班、産業経済班、環境班、学校教育班、水道班、下水道班、<u>関西電力送配電(株)</u>、NTT西日本、(一社)兵庫県LPガス協会</td> </tr> </tbody> </table>	章・節	主な記載内容	主な担当班	第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画			第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	施設整備の方針、町の実施内容	統括班、まちづくり班、総務班、産業経済班、環境班、学校教育班、水道班、下水道班、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、NTT西日本、(一社)兵庫県LPガス協会	<p>・時点修正</p>
章・節	主な記載内容	主な担当班																			
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画																					
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	施設整備の方針、町の実施内容	統括班、まちづくり班、総務班、産業経済班、環境班、学校教育班、水道班、下水道班、 <u>関西電力</u> 、NTT西日本、(一社)兵庫県LPガス協会																			
章・節	主な記載内容	主な担当班																			
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画																					
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	施設整備の方針、町の実施内容	統括班、まちづくり班、総務班、産業経済班、環境班、学校教育班、水道班、下水道班、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、NTT西日本、(一社)兵庫県LPガス協会																			